

# 官報 外

明治三十三年一月二十六日

木曜日

印刷局

## 第十三回 衆議院議事速記録第二十一號

明治三十三年一月二十五日(水曜日)午後一時十一分開議

議事日程 第十九號 明治三十三年一月二十五日

午後一時開議

- 第一 (第二號) 明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案
- 第二 (第五號) 明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案
- 第三 噸稅法案(政府提出)
- 第四 新聞紙條例中改正法律案(政府提出)
- 第五 供託法案(政府提出)
- 第六 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案(政府提出)
- 第七 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案(政府提出)
- 第八 海港檢疫法案(政府提出)
- 第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十 銀行條例中改正法律案(政府提出)
- 第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十二 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案(政府提出)
- 第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十四 葉煙草專賣法中改正法律案(政府提出)
- 第十五 醫師會法案(鈴木萬次郎君)
- 第十六 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案(重岡兼五郎君)
- 第十七 失火ノ責任ニ關スル法律案(重岡兼五郎君)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第五號)

貴族院ヨリ商法修正案ヲ送付セラレタリ

貴族院ヨリ本院ノ回付ニ係ル千葉縣茨城縣境界變更法律案ハ本院ノ修正ヲ

可決シタル旨通牒アリ

貴族院ヨリ所得稅法改正法律案ヲ回付セラレタリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國民教育授業料全廢ノ建議案

提出者 根本 正君  
林 喬君  
栗原 亮一君

北海道水産稅則廢止法律案

提出者 加藤政之助君  
恆松 隆慶君  
龍野周一郎君

決議案 提出者 片岡健吉君  
神 鞭知常君  
星 亨君  
島田三郎君

建議案 提出者 藤 金作君  
多田作兵衛君  
大三輪 長兵衛君

特別委員長及理事左ノ通當選セラレタリ

家屋稅法案外二件 委員長 並河理二郎君

理事 國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案 委員長

理事 戎器火藥類取締法案 委員長

理事 臺灣總督府法院ノ判決ニ對スル大審院ノ裁判權ニ關スル法律案 委員長

理事 新井啓一郎君

委員長 花井卓藏君

理事 高津雅雄君

高須賀 讓君

安藤龜太郎君

阿部 興人君

杉田 定一君

大野龜三郎君

元田 肇君

大岡 育造君

田口 卯吉君

鳩山 和夫君

平岡浩太郎君

許斐 鷹助君

栗原 亮一君

河北 勘七君

朝倉 親爲君

三田村 甚三郎君

磯部 八五郎君

中田 彌平君

不動産登記法案

委員長 理事

民法中改正法律案

委員長 理事

特別委員左ノ通指名セリ

明治二十九年年度豫備金支出ノ件外七件委員

井手 毛 三君 松岡 長康君

上條 謙一郎君 草刈 武八郎君

堀尾 茂助君 武石 敬治君

安藤 龜太郎君 大津 淳一郎君

河口 善之助君 金岡 又左衛門君

高橋 九郎君 武市 彰一君

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮リスルコトガゴザイマス 征矢野半彌君ハ

國債ノ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案ノ特別委員ヲ辭任セラレマシ

タガ、是ハ許シマシテ異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス、是ハ議長指名

ニ成立シテ委員デアリマスカラ、其補闕ハ議長ガ指名致シマシテ、異議ハア

リマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、藤金作君ヲ指名シマス、阿部興人君

ハ病氣ノタメニ、二月七日マデ二週間ノ請暇ヲ申出デラレマシタガ許可スル

コトニ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス——是ヨリ

會議ヲ開キマス

○神輦知常君(二百九十三番) 議長

○議長(片岡健吉君) 何ノ件デスカ、緊急動議デスカ

○神輦知常君(二百九十三番) 緊急動議デゴザイマス、此際ニ前日提出シマ

シタ決議案ヲ議スルコトニ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 今神輦知常君ヨリ提出セラレタル決議案ヲ此際議事日

程ヲ變更シテ議シタイト云フコトデゴザイマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、政府ニ同意ヲ求メマス

○政府委員(小倉久君) 政府ニ於テハ日程變更ニ異議ゴザイマセヌ

中村 榮 助君 根本 正君

古谷 新作君 三輪 潤太郎君

佐々木 正藏君 降旗 元太郎君

江藤 新作君 武弘 宜路君

井上 信八君 鹽田 忠左衛門君

○議長(片岡健吉君) 政府ハ同意ヲスルト云フコトデゴザイマスカラ、日程

ヲ變更シテ、神輦知常君カラ提出セラレタ決議案ヲ議スルコトニ致シマス

〔神輦知常君演壇ニ登ル〕

○神輦知常君(二百九十二番) 本員ガ提出致シマシタル決議案ハ、極テ短簡

ノモノデゴザイマスガ、御手ニ届イテ居ラヌノガアルカモ知レマセヌカラ、

朗讀ヲ御命ジテ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 決議案ノ朗讀ヲ致サセマス

〔本山書記官朗讀〕

本院ハ國家ニ功勳アル樞密顧問官正二位勳一等伯爵勝安芳君ノ訃音ニ接シ

哀悼ノ至ニ耐ヘス茲ニ弔詞ヲ呈ス

○神輦知常君(二百九十二番) 案ハ唯今朝讀ノ通デゴザイマス、過ル二十一

日ニハ不幸ニモ勝老伯ノ訃音ニ接シマシテゴザイマス、全體勝伯ノ履歷功績

等ハ私ノ回リマセヌ口デ述ベマスルヨリモ、全國ノ人ノ——且ツ各員皆熟知

ノ通デゴザイマスカラ、彼此ハ述ベマセヌ、唯此世上ヲ達觀シテ、大切ノ場

合ヲ能ク救濟セラレタル人ガ、萬一ニモナカッタラバ、維新前後ノコトハ、

國家ハドウナツテ居ラウカト云フコトヲ追想シマスルト、實ニ哀悼痛惜ノ至

ニ堪ヘマセヌ、故ニ此決議案ヲ提出シマシタ譯デゴザイマス、各員御賛成下

サリマスレバ、眞ニ幸デアリマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 此決議案ニ附イテハ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、弔詞ヲ贈ルコトニ決シマス、議事日

程ノ第一、第二號明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案

第一 (第二號)明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案

○栗原亮一君(八十七番) 報告ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 宜シイ

〔栗原亮一君演壇ニ登ル〕

○栗原亮一君(八十七番) 明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案第二號ノ豫

算委員會ノ決議ヲ報告致シマス、追加案第二號ハ委員會ニ於キマシテ審議調

査ノ結果、修正ヲ致シタ箇條ガゴザイマス、此中ニ於キマシテ、商法及不動

産登記法ノ改正ニ伴フ登記簿ノ改正、其他登記事務ノ増加、其他伊豆諸島小

笠原島琉球諸島ニ區裁判所及出張所ヲ設置スルニ要スル所ノ經常費ガ二十六

万六千九百八十圓、臨時費ガ六万三千二百二十五圓、合計二十三万二千五百

正、又一般ノ地租ヲ改正スルガタメニ要スル所ノ經費五十二万二千圓、是ガ大藏省ノ所管ヨリ要求ニナラテ居リマス、此總テノ稅法案ガ、昨年ノ内ニ早ク通過致シマシタナラバ、本年ノ一月一日ヨリ實施ノ準備ニ取掛ルタメニ、追加案ヲ三十一年度ニ於テ三箇月分ヲ請求シテアツタガ、此諸法案ノ通過ガ後レマシタガタメニ、一月一日ヨリ之ニ著手スルコトガ出來マセヌデアリマシタカラ、此三箇月ノ中一箇月分ハ請求ヲ致シマシテモ、之ヲ使用スル時期ト云フモノガナクナリマシタカラ、前一箇月ヲ要求スルノ必要ガナクナツタデアリマス、故ニ此中三箇月分ノ一箇月ヲ修正ヲ致シテ、削減ヲ致シタノデアリマス、其削減ノ結果、内國稅徵收費原案ノ二十九万九千九百六十八圓ヲ改メテ二十一万七千三百六十二圓、即チ七万四千六百六圓ノ減少、是ガ一箇月ノ減少デ、サウスルト此法案ニアリマス所ノ十四万二千三百八十三圓ト云フ數字ガ改テ七十三万七千五百六十二圓トナルデアリマス、第二號ノ修正ハ斯ノ如クデアリマスガ、其他ニ於キマシテ調査致シマシタ所ガ、別ニ修正ノ廉モナイデアリマスカラ、其外ノコトハ委員會ニ於キマシテ、原案ノ如ク可決スベキモノト決定致シタノデアリマス、併テ第五號ノ明治三十一年度歲入歳出豫算追加案ヲ報告致シマスガ、是ハ大分費目ノ箇條ガ多クアリマスガ、審査ノ結果、イヅレモ必要ニシテ已ムヲ得ザルモノト委員會ニ於テハ認メマシタ故ニ、詰リ原案ノ通總テ可決スベキモノト決定ヲ致シタノデアリマス、報告ハ斯ノ如クデアリマスガ、尙ホ委員會ノ決定ノ如ク可決セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 第二號ノ全部ヲ議題ニ供シマス  
 (一)委員長報告通異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君ノ發議通、委員會ノ修正ノアル分ハ、委員會ノ報告、其他ハ原案通御異議ハアリマスマイカ  
 (二)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、議事日程第二第五號明治三十一年度歲入歳出總豫算追加案

第二 (第五號) 明治三十一年度歲入歳出總豫算追加案  
 ○恆松隆慶君(九十七番) 本案ハ各省ニ段々別ツテ居リマスガ、豫算委員會ニ於テハ分科會マデ開イテ、十分ニ質問ナリ審議ナリ致シテ、總テ已ムヲ得ナイモノト認メテ、全部協賛ヲ與ヘテ次第デアリマスカラ、是モ此場合全部議題トセラレテ、直チニ決ヲ採ラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、全部ヲ議題ニ供シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 全部ニ附イテ御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 全部ニ附イテ御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス  
 (一)異議ナシト呼フ者アリ

第三 噸稅法案(政府提出)  
 ○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 議長  
 (山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル)

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 噸稅法案ハ吾々外八名、即チ九名ヲ以テ特別委員トセラレマシテゴザイマス、三十一年ノ十二月二十二日豫テ報告書ヲ御受取ニナラテ居リマス通修正ヲ加ヘマシタ次第デアアル、此修正ヲ致シマシタ理由ト云フモノハ、唯稅ヲ徵收致シマス場合ニ於テ、是ダケノ文字ヲ入レテ置キマシタナラバ、唯稅ヲ徵收致シマス見易キモノト思量シテ是ダケノ修正ヲ插入致シマシタ次第デアリマス、元來此議案ト申シマスモノハ、慶應時代ニ各國ト約束ヲ致シマシタ條約ニ依ツテ、噸稅ト云フモノヲ取ルコトガ出來ナカッタノデアリマス、ツレガ故ニ唯大小ノ船ヲ問ハズ、手數料ヲ十五圓ト七圓ノ金ヲ徵收ヲ致シマシタモノト云フコトガゴザイマス、然ル處ガ本年ノ七月限デ、此噸稅ヲ取ルコトノ出來ナイト云フ契約ガ廢止ニナリマシテ、八月以後ハ噸稅トシテ徵收スルコトガ出來ルノデアリマス、又外國ノ比例ヲ取リマシテモ、矢張日本ニ於テ——我帝國ニ於テ是ダケノ噸稅ヲ取ルノハ、比較上至當ナ比例ニナラテ居リマス、而シテ此我國ヘ這入ツテ參リマス所ノ外國船ノ噸數ト申シマスモノヲ取調ベテ見マスレバ三万九千七百二十噸、内國船ガ此噸稅ヲ取ルト致シマシテ、是マデノ比例ニ依ツテ積算ヲ致シマスレバ、七千八百六十噸位ナモノデアアル、デ、今年徵收ヲ致シマス所ノ金額ハ八月以後デゴザイマスルカラ、三十一万七千圓ニ相成リマス、又是マデ手數料トシテ取ツテ居リマスモノハ、一箇年度即チ八月マデノ所デ九万四千圓デアリマス、總體此噸稅法ニ依リマシテ徵收ヲ致シマス一箇年ノ全數ヲ積算致シマスレバ、四十七万五千圓ト云フ金ヲ徵收スルコトニ相成リマス、次第デアリマス、先ヅ噸稅ヲ取リマスルコトニ相成リマスレバ、五分ノ一ガ即チ我國ノ内國ノ船カラ取ル五分ニ致シマシテ、其四分ハ外國船ヨリ徵收スルコト云フコトニ相成リマス、次第デアリマス、右ノ事實ニ依リマシテ、數字ノ上カラハ政府案ノ通デ可決致シマシタ次第デアリマス、尙ホ此コトニ附キマシテハ、段々御議論モアルコトデアリマス、制規ノ日數ヲ經テ、二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガゴザイマセネバ、二讀會ヲ開クヤ否ヤニ附イテ採決ヲ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ二讀會ヲ開クモノト致シマシテ、制規ノ日數

○議長(片岡健吉君) 是ハ二讀會ヲ開クモノト致シマシテ、制規ノ日數

○議長(片岡健吉君) 是ハ二讀會ヲ開クモノト致シマシテ、制規ノ日數

○議長(片岡健吉君) 是ハ二讀會ヲ開クモノト致シマシテ、制規ノ日數

○議長(片岡健吉君) 是ハ二讀會ヲ開クモノト致シマシテ、制規ノ日數

ヲ經テ、二讀會ダケハ他日ニセラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 二讀會ヲ開クト云フコトニ附イテ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマシテ、定規ノ日數ヲ經テ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○藤金作君(二百二十六番) 此間ニ議長ノ許可ヲ得マシテ、特別地租年限ニ關スル法律案ノ特別委員會ヲ開キタイト思ヒマス、該案ノ委員諸君ハ、第四特別委員會ニ御揃ニナルヤウニ願ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 今藤金作君カラ、此時間ニ委員會ヲ開キタイト云フ御請求デアリマスルガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○橋本久太郎君(二百三十二番) 私モ訴訟法中ノ改正法律案ノ委員會ヲ此間ニ開キタイ積デアリマスマカ...

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○島田三郎君(二百五十番) 丁度同シコトデアリマスマガ、營業稅ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスマカ...

○議長(片岡健吉君) 橋本久太郎君、島田三郎君カラ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマスマガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス 議事日程ノ第四新聞紙條例中改正法律案第一讀會ノ續 關信之介君

第四 新聞紙條例中改正法律案(政府提 第一讀會ノ續(委員長 出貴族院送付)

〔關信之介君演壇ニ登ル〕

○關信之介君(六番) 新聞紙條例中改正法律案ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、本案ハ極テ簡單ナル所ノ改正案デゴザイマシテ、委員會ニ於テハ滿場一致ヲ以テ可決ノコトニ決シマシタ次第デゴザイマス、其委員會ニ於キマシテ此案ニ贊成ヲ致シマシテ理由ヲ短簡ニ述ベマスマレバ、此現行新聞紙條例第六條ニハ、内國人ニシテ滿二十歳以上ノ男子ニアラザレバ發行人編輯人印刷人トナルコトガ出來ナイノデアリマス、然ルニ此改正條約實施ノ結果ト致シマシテ、外國人モ即チ我帝國ニ於テ新聞紙雜誌等ノ發行ヲ致サナケレバナラナイ、又爲ル譯デアリマス、然ルニ内國人ト限リマスマレバ、外國人ハ是等ノ業務ニ從事スルコトガ出來ナイコトニナリマス、又男子ニアラザレバトゴザイマスマレバ、女子ニハ斯ノ如キ營業ノ自由ヲ與ヘナイコトニナリマスマレバ故ニ、是等ハ改正條約ノ結果ト致シマシテ、又今日國運進歩ノ場合ト致シマシテ、已ムヲ得ナイコト、認メマシタガ故ニ、委員會ニ於テハ滿場一致ヲ以テ

贊成致シタ次第デゴザイマスマカ、何卒本會ニ於テモ、滿場一致ヲ以テ御贊成アラシコトヲ希望致シマス

○伊藤直純君(二百二十四番) 是ハ政府案トツレカラ貴族院ノ修正トニタ通ゴザイマスマガ、唯今委員長ノ報告ハドチラヲ可決シタイト云フコトデゴザイマスカ、ツレヲ伺ヒタイ

○關信之介君(六番) 是ハ貴族院ノ通(現ニ)ト云フ字ヲ除キマシタ

○恆松隆慶君(九十七番) 此案ハ極簡短デ質問ハナイデセウ、却ッテ質問スルトオカシイヤウナ間違ガ出來マスマ故ニ、直チニ讀會ヲ省略シテ可決セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今恆松隆慶君カラ、本案ハ讀會ヲ省略シテ直チニ確定議ニシタイト云フ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス

新聞紙條例中改正法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長ノ報告通御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通確定致シマス、次ハ議事日程ノ第五供託法案第一讀會ノ續 兒島惟謙君 高須賀樓君

第五 供託法案(政府提出貴族院送附) 第一讀會ノ續(委員長 高須賀樓君演壇ニ登ル)

○高須賀樓君(二百七十二番) 供託法案ノ委員會ノ經過ヲ報告ヲ致シマス、本月ノ二十日ニ委員長及理事ノ選舉ガゴザイマシテ、兒島惟謙君ガ委員長ニ理事ニ不肖ガアリマシタノデアリマシタ、二十三日ニ委員會ヲ開キマシタ所デ、委員會ニ於キマシテハ、滿場一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタノデアリマスマカ、ドウカ本院ニ於キマシテモ、滿場一致ヲ以テ御協贊アラシコトヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ色々法律ノ改正ノ結果デナツタモノデゴザイマスマカ、モウ無論讀會省略シテ可決アラシコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略致シマス

供託法案 確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ委員長ノ報告通テ、御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通確定致シマス、次ハ議事日程ノ第六藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案第一讀會ノ續 協阪行三君

第六 藥品營業並藥品取扱規則中改正法 第一讀會ノ續(委員長 報告)

(協阪行三君演壇ニ登ル)

○協阪行三君(八十二番) 本案ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ本月ノ十九日ノ日ニ當リマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテ、ゴザイマス、ワレカラ二十三日ニ再ビ委員會ヲ開キマシテ、ゴザイマス、同日ハ政府委員モ出席ニナリマシテ、ゴザイマス、本案ニ對シマスル所ノ質問ヲ委員諸君ノ中カラ致シマシテ、ゴザイマスガ、此藥品營業並ニ藥品取扱規則ハ、此質問ニ應ジマシテ政府委員ノ答ニ依リマスレバ、現行ノ藥品營業並ニ藥品取扱規則ニ於キマシテハ第三條ニ藥劑師ノ免狀ヲ得マスル所ノ手續ガゴザイマスノト、第四十六條ニ尙ホ此免狀ヲ得マスル所ノ條項ガゴザイマスレバ、政府委員ノ答ニ依リマスレバ、斯ウ云フコトニナツテ居ルコト云フノデアリマス、第二條「藥劑師免狀ヲ得ントスル者ハ試験及第證書ヲ以テ地方廳ヲ經由シ内務省ニ願出ヘシ」斯ウ云フコトニナツテ居リマス、第四十六條ニ於キマシテハ「第四十六條醫科大學藥學科及高等中學校ノ醫學部藥學科ノ卒業證書ヲ有シ年齡滿二十年以上ノ者ハ此證書ヲ以テ此規則第三條ニ依リ藥劑師免狀ノ下附ヲ願出ルコトヲ得此場合ニ於テハ内務大臣ハ試験ヲ要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ」斯ウ云フコトニ第四十六條ハナツテ居リマス、而シテ此本案ノ提出ニナリマシタ要旨ト申シマスルモノハ、外國ノ大學藥學部若クハ藥學校ニ於テ卒業シタル者、又ハ外國ニ於テ藥劑師免許ヲ得タル者、ゴザイマシテ、此内國ニ於テ開業免狀ヲ得ヤウト致シマスル場合ニ於キマシテハ、此條規ハ更ニ現行ノ法律テハゴザイマセヌノデアリマス、然ルニ醫師免許規則ノ方ニ依リマスレバ、既ニ外國ニ卒業致シマシタ、即チ外國ノ大學醫學部若クハ醫學校ニ於テ卒業致シマシタ所ノ者ハ、其卒業證書又ハ外國ノ開業免狀ヲ所持シテ願出デマスルトキニハ、免狀ヲ下付セラル、コトガアリマス、而シテゴザイマスレバ、箇條ガゴザイマス、藥劑師ノ方ハサウ云フ條項ガ、現行ノ法律テハ設ケテゴザイマセヌ故ニ、是ハ均衡上カラ往キマシテモ、藥劑師ノ方モ矢張同様ニナル方ガ宜カラウ、尙又御承知ノ如ク、本年七月以後ハ條約改正ノ結果ト致シマシテ、内地雜居デモ致シマシタトキハ、外國人ノ藥劑師杯モ亦ヤツテ來ルデアラウト云フノデアリマス、サウ致シマスレバ矢張サウ云フ場合ニハ、醫師免許規則ニゴザイマス如キヤウナ性質ニナラヌケレバ、尙更不都合デアラウ、此場合ニ於キマシテハ、目下必要ナコトデアアルカラ、此案ヲ提出シタ譯デアルト云フ、斯ウ云フ説明デアリマシタノデアリマス、委員會ハ其説明ヲ

開キ尙ホ審議致シマシタ所ガ、政府ヨリ提出致サレマシタル所ノ本案ニ對シマシテハ、滿場一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ次第デ、本院ニ於テ即チ可決スベキモノナリト決定致シマシタ譯デゴザイマスカラ、希クハ滿場諸君ニ於テモ、滿場一致ヲ以テ御可決下サルコトヲ熱望致シマスル次第デゴザイマス、此段報告ヲ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是モドウカ質問ハ無サ、ウニ見受ケラレマス、極簡短ノ案デ、又委員長ガ詳シク説明セラレ能ク分リマシタ、是モ讀會省略テ決定セラレコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案 確定讀

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會省略ニ致シマス、本案ニ附イテハ委員長ノ報告通テ、御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定致シタモノト認メマス、議事日程ノ第七沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案、第一讀會ノ續 寺田彦太郎君

第七 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル 第一讀會ノ續(委員長 報告)

(寺田彦太郎君演壇ニ登ル)

○寺田彦太郎君(六十三番) 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案ノ特別委員會ヲ御報告申上ゲマス、是ハ御手許ニ廻リマシタ此理由書デ、極ク簡短ナ次第デゴザイマス、此砂糖ヲ買上ゲマシテ、其買上代ハ公定價額ヲ從前ヨリ一定ノ價額デ買上ゲ、而シテ其中ヨリ此烟租ノ麥ニ下ノ大豆ト其石代金ノ上納スベキ分ヲ差引キマシテ、而シテ残りノ金ハ——残りノ數量ハ賣却致シマシテ、其實却ハ時ノ定價ヲ以テ賣却致シマスルト、大キニ其處ニ剩餘ガアリマス、其剩餘ノ中カラ、右申上ゲマシタル烟租ノ代金ヲ引去リマシテ、其剩餘ノ分ハ政府ヘ收入ニナリマシタ、サウスルト烟租ヲ取リマシテ尙ホ其上ニ餘分ノ品ヲ徵收スルヤウニナリマス、是ハ全ク從前ヨリノ次第デ、大キニ當時ノ世態ハ當リマセヌ、彼ノ國ノ追々制度モ立チマシタリ、無論斯様ナ重複ナ所ハ廢止シテ宜シイト云フコトデゴザイマス、是ハ簡短ニ其理由ハ分ツテ居リマスレバ、特別委員會デハ全會一致デ、是ハ可決スベキモノト決定致シマシテゴザイマス、此段報告致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ質問ハナサ、ウニ思ヒマス、固ヨリ物品稅同様に理窟デ、甚ダ煩雜ナ立テ方デ、是ハ廢スルノハ無論ノコトデゴザイマス

カラ、無論議會省略ヲ以テ協贊ヲ與ヘラレシコトヲ望ミマス  
○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、議會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議會ヲ省略スルコトニ致シマス

沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ委員長ノ報告通テ、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員長ノ報告通決シマス、次ハ議事日程第八海港檢疫法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第八 海港檢疫法案(政府提出費) 第一讀會

一及小字ハ貴族院修正

第一條 海港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シテハ傳染病豫防ノ爲檢疫ヲ施行ス

第二條 海外諸港及臺灣ヨリ檢疫ヲ施行スル港ニ來ル船舶ハ其ノ入港前ニ於テ此ノ法律ニ依リ檢疫ヲ受ケテ許可證ヲ得タル後ニ非レハ其ノ港ニ入港シ陸地又ハ他船ト交通シ船客乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ船舶ニシテ入港後傳染病患者ヲ發生シタルトキハ檢疫官吏ノ指定ニ從ヒ更ニ檢疫ヲ受ケテ許可證ヲ得ルニ非レハ他港ニ進航シ陸地又ハ他船ト交通シ船客乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 船長其ノ他ノ乗組員及船客ハ檢疫官吏ノ尋問ニ對シテ之ニ應答シ又船長其ノ他ノ乗組員ハ檢疫官吏ノ請求アルトキハ所定ノ式紙ニ事實ヲ記入シ其ノ氏名ヲ署シタル明告書ヲ差出スヘシ

船長ハ檢疫官吏ノ請求ニ應ジテ航海日誌ヲ示シ且船内ノ各部ヲ開キ検査ヲ受クヘシ但シ船中船客又ハ乗組員ニテ占居シタルトキ又ハ他ノ事故ニ依リテ傳染病毒ニ汚染シタル疑アルトキニ限り其ノ検査ヲ受クヘシ

第四條 海外諸港及臺灣ヨリ檢疫ヲ施行スル港ニ來ル船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ入港前ヨリ許可證ヲ得ルマテ檢疫信號ヲ掲クヘシ

一 現ニ傳染病患者若ハ死者アルモノ

二 航海中傳染病患者若ハ死者アリタルモノ

三 傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ若ハ傳染病毒ニ汚染シタル船舶ト交通シタルモノ

第二條第二項ノ船舶ハ患者發見ノ時ヨリ許可證ヲ得ルマテ檢疫信號ヲ掲クヘシ

第五條 海外諸港及臺灣ヨリ檢疫ヲ施行セサル港ニ來ル船舶ニシテ第四條第一項ノ各號ノ一ニ該當スルモノ又ハ其ノ港内ニ碇泊中傳染病患者ヲ發生シタルモノハ前條ノ規定ニ從ヒ檢疫信號ヲ掲ケ其ノ地ノ警察官吏ニ届出テ指揮ヲ待ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ警察官吏ノ命アルトキハ直ニ檢疫ヲ施行スル港ニ廻航シテ檢疫ヲ受クヘシ

第六條 檢疫官吏ハ第一條ノ船舶ニ對シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 現ニ傳染病患者若ハ死者アルモノハ命令ノ定ムル期間停船ヲ命シ患者死者ノ處分ヲ指示シ船舶其ノ他ノ物件ノ消毒法ヲ施行シ且必要アリト認ムルトキハ船客乗組員等ヲ檢疫所ニ移轉セシムルコト

二 航海中傳染病患者若ハ死者アリタルモノハ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト

三 傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シ若ハ其ノ船舶ニ傳染病毒ノ汚染シタル疑アルモノハ必要アリト認ムルトキ第一號ノ規定ニ準シテ處分スルコト

四 停船中傳染病患者ヲ發生スルトキハ更ニ第一號ノ規定ニ依リ處分スルコト

五 傳染病ノ疑アル患者アルトキハ二日ヨリ多カラサル期間停船ヲ命スルコト

第七條 停船ヲ命セラレタル船舶ハ檢疫官吏ノ指示シタル場所ニ碇泊シ其ノ許可證ヲ得ルニ非レハ他ニ移轉スルコトヲ得ス

第八條 檢疫所ニ移轉セシメラレタル船客乗組員ハ檢疫官吏ノ許可證ヲ得ルニ非レハ本船其ノ他ト交通シ若ハ物件ヲ搬出スルコトヲ得ス

第九條 船舶及物件ノ消毒ハ檢疫官吏之ヲ施行シ船長其ノ他ノ乗組員ハ其ノ施行上ニ關シ之ヲ補助スルノ義務アリ

前項ノ消毒費ハ船主船長若ハ其ノ代理人ヨリ徴收ス

第十條 檢疫所ニ移轉セシメラレタル者ノ食費及患者死者ニ關スル費用ハ其ノ乗組員ニ屬スルモノハ船長若ハ其ノ代理人ヨリ其ノ船客ニ屬スルモノハ本人ヨリ之ヲ徴收ス

本條及第九條第二項ノ費額及其ノ徴收ニ關シ必要ノ規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 第二條第五條第七條第八條ノ規定ニ違背シタルモノハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 此ノ法律ノ執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨害シ又ハ檢疫官吏ノ尋問ニ對シテ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ事實ヲ答辯シ又ハ其ノ命令ニ從ハサル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

船長若ハ船長ノ職務ヲ行フ者前項ノ罪ヲ犯シ又ハ船客乗組員ノ之ヲ犯スヲ知テ制止セサルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第十四條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條

第十四條 內外國ノ軍艦ニシテ檢疫ヲ施行セル港ニ來航スルニ當リ第四條

第一項各號ニ該當スル事實ナキトキハ其ノ艦長及醫官ヨリ書面ヲ以テ檢疫官吏ニ其ノ旨ヲ明告スヘシ

內外國ノ軍艦ニシテ第二條第二項第四條第一項各號ノ一ニ該當スル事實アルモノハ檢疫官吏ニ於テ其ノ艦ト陸地又ハ他船トノ交通乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ制限スルコトヲ得又同上ノ軍艦ニシテ第五條ノ規定ニ

該當スル場合ハ其ノ地ノ警察官吏ニ於テ以上ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二條第二項及第五條ニ該當スル事實アルトキハ艦長及醫官ヨリ其ノ旨ヲ檢疫官吏又ハ警察官吏ニ通知スヘシ

前三項ノ外軍艦ニ對スル檢疫ハ檢疫官吏ニ於テ艦長ト協議シ此ノ法律ノ規定ニ準シテ適宜ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第十五條 明治十二年第二十九號布告明治十五年第三十一號布告明治二十四年勅令第六十五號明治二十七年勅令第五十六號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

〔政府委員內務省衛生局長長谷川泰君演壇ニ登ル〕

○政府委員(長谷川泰君) 此本案ヲ提出致シマシタ理由ハ、既ニ理由書ニ記載シ置キマシテゴザイマスカラ、御覽下サツタコト、信ジマスガ、其要點ハ從來船舶ノ検査ヲ致シマスルケレドモ、多ク病氣ガ内地ニ侵入致シマシテカラ、ヤルヤウナ次第デ、時機ヲ失ヒマスノデアリマスカラ、此法案ヲ施行致シタイ、今一ツハ從來ノ——現行ノ法律ニ依リマスト云フト、虎列刺ト「ベスト」トノ船舶檢疫ハ出來マスルケレドモ、彼ノ恐ルベキ天然痘患者ヲ船舶デ輸入致シマスルノハ、檢疫ガ出來マセヌコトニナツテ居リマス、旁々右ノ理由ヲ以テ、常設檢疫ノ必要ヲ感ジマシテ、提出致シマシタ次第デゴザイマス、願ハクハ御贊成アラントコトヲ偏ニ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是モドウモ質問ハナササウデゴザイマス、衛生上重大問題デアリマスカラ、成ルベク早ク委員ニ付託致シタイト思ヒマス、次ノ日程ニ移ラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第九特別委員ノ選舉ニ移リマス

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 九名ノ委員、議長指名ト云フコトニ……

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議ガナケレバ、其通致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十銀行條例中改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第十 銀行條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會

銀行條例中改正法律案

第九條 第二條ノ規定ニ違反シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケスシテ銀行ノ事業ヲ營ミタルトキハ其營業主、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十條 銀行ニ於テ第三條ノ報告若ハ第四條ノ公告ヲ爲サス又ハ其報告中若ハ公告中ニ詐偽ノ陳述ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ其營業主、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第八條ノ検査ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其營業主、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

○恆松隆慶君(九十七番) 政府委員ノ説明ガナケレバ、次ノ日程ニ移ッテ、委員ヲ早ク御設ケニナツタガ宜カラウト思ヒマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十一ニ移リマス、特別委員ノ選舉

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 九名デ、議長指名ト致シマス

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議ガナケレバ、其通致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第十二銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第十二 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案 銀行ニ關スル法律ニ於テ定メタル過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ矢張一ツ委員ノ方ガ、却テ調査ガ宜カラウト思ヒマス、前ノ委員ニ付託サレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程第十三特別委員ノ選舉ニ移リマス

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 ○恆松隆慶君(九十七番) 前ノ委員ニ付託サレンコトヲ希望致シマス

第十四 葉煙草專賣法中改正法律案(政府提出) 第二讀會

○大三輪長兵衛君(百四十八番) チョット質問ガシタウゴザイマス、此第九條ノ五ニ「煙草ノ製造ヲ業トスル者營業場一ヶ所毎ニ金五拾圓葉煙草賣買ヲ業トスル者金五拾圓」斯ウニツニナツテ居リマスガ、製造業者ガ葉煙草ヲ賣買スレバ又五拾圓取ル、斯ウ云フ精神デゴザイマスガ、又兩方カラ取ラナイ、必ズ營業場ヲ持ツテ居ル者ハ五十圓サヘ出セバ、葉煙草ヲ賣買シテモ差支ナイト云フデゴザイマスガ、此理由ダケヲ一ツ政府委員ナリ或ハ委員長カラナリ、ドチラデモ宜シウゴザイマスガ、御説明ヲ願ヒタイ

○藤金作君(百二十六番) 議長 ○議長(片岡健吉君) 御質問デスカ ○星亨君(二百三十四番) ドコカラ、ドコマデ掛ツテ居ルノデス

○議長(片岡健吉君) 始メカラ委員修正ノ第十九條ノ四マデ ○大津淳一郎君(百九十番) 私ハ意見ヲ述ベマス

○議長(片岡健吉君) ツレナラ少シ御待チナサイ、質問ガアリマス ○大三輪長兵衛君(百四十八番) ドウゾ質問ダケハ、御差支ガナケレバ、御答ニナルヤウニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 今ノ質問ハ少シ聽取リ兼ネルト云フコトデゴザイマス、モウ一ツ御述ベナサイ——政府委員ガ今ノ質問ヲ聽取リ兼ネタ ○大三輪長兵衛君(百四十八番) 十九條ノ五デアリマスガ、唯今質問シテ宜シウゴザイマスガ 宜シイ

○大三輪長兵衛君(百四十八番) サウスルト煙草ノ製造ヲ業トスル者營業場一箇所毎ニ金五十圓、葉煙草賣買ヲ業トスル者金五十圓、斯ウニツニナツテ居リマスガ、此煙草ノ製造ヲ業トスル者ハ、一箇所五十圓出シマシタナラバ、葉煙草ノ賣買ハ差支ゴザイマセヌカ、又ツレヲ自分ガ買ヒマシタ者ガ、例ヘバ不用ニナツテ居ル、製造業者ガ製造スル積リテ賣買シタ煙草ヲ賣ルト云フコトガ出來ナイトモ云ヘマセヌ、サウスルト矢張五十圓ノ鑑札ヲ持タネバ賣レヌノデスカ、ドウ云フ精神デアルカ、其邊ヲ承ツテ置キタイ

(政府委員大藏省專賣局長仁尾惟茂君演壇ニ上ル) ○政府委員(仁尾惟茂君) 便宜ノタメ政府委員ガ解シマスル所ノコトヲ以テ、御答ヲ致シテ置キマスガ、今大三輪君ノ御尋ノ製造業者ハ葉煙草ノ賣買ガ總テ出來ルカト云フ御尋ノヤウデゴザイマスガ、ツレデ固ヨリ第五條ニ於キマシテハ、免許ヲ受ケマシタレバ、即チ第十九條ノ四ニ於キマシテ讓渡ヲ受ケラレルコトガ取除ケニナツテ居リマス、製造業者ガ讓渡ヲ受ケルコトヲ得マスノデゴザイマス、即チ買フコトヲ得マスノデゴザイマス、併シハ賣買ノ目的ヲ以テスルノハ、即チ第二項ノ賣買ヲ業トスルモノト云フコトガ主トナツテ居リマスカラ、ツレデ製造ノ目的デ買フノハ、無論宜シウゴザイマスガ、賣買ノ目的デ他ヘ賣リマスノハ、此條ハ許シマセヌト解釋致シマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) モウ一ツ伺ヒマスガ、私ハ大變心配致シマスノデ、製造ノ目的デ買ヒマシタガ不用ニナツテ賣リマス、サウ云フ場合ニ…… ○政府委員(仁尾惟茂君) 賣買ノ目的デナクバ、差支ナイト、斯フ思ヒマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 私ハコ、ヲ明ニシテ置キマセヌト、後日ニ甚ダ困難ガ起ラウカト思ヒマスガ、先ズ其製造者ハ此五十圓ヲ出シテ葉煙草ヲ買フ、ツレガ若シ不用ニナツテ賣ツテモ、賣買料ノ五十圓ハ出スニ及バヌノデスカ

○政府委員(仁尾惟茂君) 賣買ノ目的トスル者ハ、矢張賣買ノ免許ヲ受ケナケレバナリマセヌ、製造ノ目的デスルモノハ…… ○大三輪長兵衛君(百四十八番) 賣買ノ目的デナイト云フ口實ガ出來ヤウト思ヒマス

○政府委員(仁尾惟茂君) 製造ノ目的デ買ツタノガ、不用ニナツテ營業者ニ賣渡スノハ、差支ナイト解釋致シマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) サウスルト先ヅ二重ニハ取ラナイト云フノデスカ、製造ノ目的デ買ツタモノデアレバ、不用ニナツテ、賣ツテモ、五十圓ノ賣買免許ガナクテ宜イト云フノデスカ

○政府委員(仁尾惟茂君) 差支ナイト解釋シテ居リマス ○大津淳一郎君(百九十番) 唯今ノ第二條カラ第十九條ノ政府案ノ——修正案ノ四デゴザイマスナ、ツレマデノ間ノ議題ノ中デ、大分委員會ノ修正ガ澤山アリマスルガ、委員會ハ非常ニ長クノ間御勤メ下スタカラ、如何ニモ修



正モ澤山ニナル、至極御心配ヲ下サレマシタ、御心勞ヲ謝シマスルガ、此中  
 デ甚ダ氣ニ入ラナイノガ、第五條ナドガ氣ニ入ラナイ、是ハ私ガ贊成ガ出來  
 ナイ、餘リ長ク骨折テ、委員ノ諸君ガ御調ベ、ニナッタカラ、サウ政府委員ト能  
 ク御相談テ出來タノデ宜イヤウデゴザイマスルガ、御相談ガ念ガ入り過ギタ  
 モノト見エデ、政府ノ方ノ收稅ノ役人ノヤウニ、收稅ノ便利ヲ計ルト云フ方  
 ニ腦髓ガナツテシマツテ、此法律ニ支配サル、所ノ耕作人其他營業人ノ便利ト  
 云フ方ハ、トント少ナイ、修正方ガ此中ニ澤山アルト思フデ、私ハ茲ニ第二  
 カラ第十九ノ四マデノ間デ、委員會ノ修正ニ反對ヲ致シマスルノハ、第五條  
 ヲ全部削ッテシマヒタイ、是ハ甚ダ不都合ナル委員會ノ修正ナノデゴザイマ  
 ス、此趣意ハ斯ウ云フコトヲシテ煙草ヲ減多ニ作ッテハナラヌ、煙草ヲ澤山  
 作ルモノガ出來レバ、是切リノ段別シカ作ッテハナラヌ、斯様ナ土地ニ煙草ヲ  
 作ッテハナラヌト云フコトヲ法律ヲ以テ役人ガ壓付ケルト云フコトハ、  
 稅ヲ取ルト云フ目的カラ言ヘバ、日本國中各所ニ一畝歩一段歩ノ葉煙草屋ガ  
 出來テハ、成程其收入ニモ檢査ニモ總テ差支ガアルニハ相違ナイ、サリナガ  
 ラ煙草ト云フモノハ、自然ノ地味自然ノ耕作人ノ慣習ガアツテ、無暗ニ出來  
 ルモノデハナイ、又出來タ所ガ成ルタケ自由ヲ與ヘラレルダケハ與ヘナイデ  
 ハナラヌ、斯様ニシマスルト、第一ノ趣意ガ農産物ノ發達ヲ妨グルト云フノ  
 デアルガ、ツレガ此法案ノ第一ニ惡ルイ趣意デアル、ツレカラ葉煙草ヲ作ル  
 農民ノ自由ヲ妨グテ非常ニ壓付ケテシマフト云フコト、斯様ナ無法ナヤリ方  
 ナノデス、稅ヲ取ルト云フ方ノ便利ハアリマスケレドモ、マダ此先ハ卒ザ知  
 ラズ、私ハ斯ウ云フコトヲ絕對ニ此先キ幾十年モ斯ウ云フ法案ヲ置カナイト  
 ハ言ハヌ、併ナガラマダ葉煙草專賣法ト云フモノガ、昨年一月カラ實施シテ、  
 漸々去年作ッタ煙草ヲ持ッテ來テ、ツレヲ役人ガ始メテ賣出スト云フ有様  
 デ、始メ葉煙草專賣法ト云フモノハ、マダ經驗ト云フモノハ少シモナイ、故  
 ニ葉煙草專賣所ノ役人ト云フモノハ、煙草ヲ獎勵シテ作ラセル方ガ宜カラウ  
 ト云フノデ、各國ノ種子ヲ持ッテ來タリ、二度作ラシテ見テモ、此土地デ出  
 來ルト云ツテ獎勵スルカト云フト、一方ニ餘リ作り過ギルカラ、壓付ケテ  
 葉煙草ヲ作ラセナイヤウニスルノハ殆ド無理モナイ、併シマダ經驗ヲ積マヌ  
 中カラ、耕作人ヲ壓付ケテ行クト云フノハ、法ヲ立テルト云フノハ、マダ早  
 イ、是ハ餘程考ヘ物デ、斯ウ云フモノヲ極メテ、斯ウ云フ苛酷ナ法ヲ極メテ、  
 今ノ專賣所ノ役人ガ此處ニ煙草ヲ作ッテハナラヌ、此處ノ段別ガ多イカラト  
 云ツテ、壓付ケルト云フコトハ、餘程害ヲナスコトデアル、而シテ此葉煙草  
 專賣所ノ御役人、實ハ大變立派ナ御役人バカリデハナイト云フヨリ外ハナイ、  
 始メテ造ル位ノ官衙デアルカラ、經驗ノナイバカリデナク、諸官省諸官衙ノ  
 役人ニ比較シテ見レバ、人物ノ下ツタ人ガ多イ、其役所ノ人、ニ、斯ウ云フ  
 コトヲ取扱ハシテ、農産物ノ發達ヲ壓ヘルコトヲ付與スルノハ、ツレ等ノ  
 コトヲ彼等ノ權能ニ任セルト云フコトハ、實ニ是ハ惡イコトデゴザイマス、  
 併シ之ヲ私ガ十年モ二十年モ三十年モ四十年ノ後マデモ、決シテ壓ヘナイト

云フノデハアリマセヌガ、今日デハマダ斯ウ云フ法律ヲ立テルノハ、苛酷ノ  
 稅ヲ取ルト云フ役人ノ腦髓ハ卒知ラズ、多少農作物ノ發達ヲ計ラウト云フ方  
 ニハ無理ナコトデゴザイマス、又併シ斯ウシテ葉煙草ガ餘ッテ來ルト云フ御  
 考ガアルカ知レマセヌガ、ツレハ價格ガ騰テ來ナイカラ誰モ作りハ致シマセ  
 ヌ、又斯ウ云フ風ニ制限シテ、各所ニ葉煙草ヲ作ルコトガ出來ナイヤウニシ  
 ケレバ、第一ノ產地神奈川ノ秦野ノ如キ、茨城ノ天下野ノ如キ、鹿兒島ノ國  
 分ノ如キ、有名ナ產地ノ保護ガ出來ナイト思召スカ知レマセヌガ、是ハ固ヨ  
 リサウ云フ處ニ出來ルノハ長イノデゴザイマスカラ、買上ゲル方ニ於  
 テモ必ズツレ等ノモノハ、勞力肥料等ノ經費カラ算當シテ、買上ゲテ惡イモ  
 ノト同シヤウナ價格ヲ以テ、買上ゲルト云フ譯デハナイ、又煙草ト云フモノ  
 ノ自然此地味ニ適シタ、又耕作人ノ從來ノ習慣モゴザイマスカラシテ、打棄  
 テ置イタ所ガ、名産地ガ潰レテ、是マテ煙草ヲ作ラナイ土地ガ、俄ニ一二年  
 ノ中ニ煙草ノ產地ニナツテシモフト云フヤウナコトハ、既往數百年ノ經驗ニ  
 依ッテモ分ルコトデゴザイマスカラ、其ヤウニ無理ニ壓ヘ附ケナクテモ宜イ、  
 無暗ニ煙草ハ出來ナイ、今少シ是ハ前途ノコトヲ御考ニナラレタ方ガ、立法  
 者トシテハ宜カラウト思ヒマスカラ、第一ニ第五條ノ委員修正ヲ此處デ消シ  
 テシマヒタイト思ヒマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○藤金作君(百一十六番) 私ハ專賣法案ノ委員長ヲ不肖ナガラ致シマテ、此  
 修正案ヲ報告致シマシタ、其報告ニ附イテ第五條ニ唯今反對ノ御議論ガアリ  
 マスル、就キマシテ此御辯論中ニモ聊カ穩デナイヤウニモ感シマシタケレド  
 モ、ツレ等ノコトハ敢テ意トスルデハゴザイマセヌガ、此第五條ヲ必要ト認  
 メテ修正致シマシタコトニ附イテハ、一ト通辯明ヲスルダケノ義務ガアルト  
 存シマス(辯明デスカト呼フ者アリ)耕作ノ區域ヲ限ルト云フコトハ宜シク  
 ナイト云フ其御議論ニ於テハ、誠ニ立派デアルト私モ存シマス、併ナガラ葉  
 煙草專賣ト云フコトハ、其財源トシテ國家ガ必要ノ場合ニ、此無理ナ法  
 ヲ設ケタノハ、即チ已ムヲ得ヌ次第デアル、政府ニ於テ買ヒ政府ニ於テ賣ル  
 デナケレバ、一般ノ人民ニハ之ヲ許サヌツト云フコトハ、初カラ無理ナ法律  
 ヲ作ッタニ相違ナイ、然ルトキハ政府ハ此財源ノ目的ヲ達スルノ必要モア  
 ル、又一ニハ煙草ト云フモノハ、御承知ノ如ク何レノ土地ニモ無暗ニ耕作  
 シテ、決シテ其利益アルモノデナイ、マ利益ノナイノハ其耕作人ノ自業自得ト  
 シテ、之ヲ敢テ問ハヌトシテ、自由耕作ヲ許シテ宜イト云フ議論デゴザイ  
 マス、サリナガラ政府又此耕作スルモノハ、必ズ買上ゲネバナラヌ義務ガア  
 ルノデアル、又名産地トシテ煙草ノ耕作ニ年來益、改良ヲ致シテ居ル所ニモ、  
 此專賣法デ政府ノ買收ト云フコトニ附イテ、無限ニ耕作ヲ致シマスルトキニ  
 於テハ、勢一般ノ葉煙草ノ價額ヲ安ク引下ゲネバナラヌ、此場合ニ於テ非常  
 ナル政府モ迷惑ヲシテ、此從來土質氣候其他葉煙草ニ適當ナル土地ヲ耕作レ  
 テ來タモノハ、容易ナラヌ迷惑ヲレ、無暗ニ經驗ナキ所ニ耕作ヲシテ、損害ヲ

云フノデハアリマセヌガ、今日デハマダ斯ウ云フ法律ヲ立テルノハ、苛酷ノ  
 稅ヲ取ルト云フ役人ノ腦髓ハ卒知ラズ、多少農作物ノ發達ヲ計ラウト云フ方  
 ニハ無理ナコトデゴザイマス、又併シ斯ウシテ葉煙草ガ餘ッテ來ルト云フ御  
 考ガアルカ知レマセヌガ、ツレハ價格ガ騰テ來ナイカラ誰モ作りハ致シマセ  
 ヌ、又斯ウ云フ風ニ制限シテ、各所ニ葉煙草ヲ作ルコトガ出來ナイヤウニシ  
 ケレバ、第一ノ產地神奈川ノ秦野ノ如キ、茨城ノ天下野ノ如キ、鹿兒島ノ國  
 分ノ如キ、有名ナ產地ノ保護ガ出來ナイト思召スカ知レマセヌガ、是ハ固ヨ  
 リサウ云フ處ニ出來ルノハ長イノデゴザイマスカラ、買上ゲル方ニ於  
 テモ必ズツレ等ノモノハ、勞力肥料等ノ經費カラ算當シテ、買上ゲテ惡イモ  
 ノト同シヤウナ價格ヲ以テ、買上ゲルト云フ譯デハナイ、又煙草ト云フモノ  
 ノ自然此地味ニ適シタ、又耕作人ノ從來ノ習慣モゴザイマスカラシテ、打棄  
 テ置イタ所ガ、名産地ガ潰レテ、是マテ煙草ヲ作ラナイ土地ガ、俄ニ一二年  
 ノ中ニ煙草ノ產地ニナツテシモフト云フヤウナコトハ、既往數百年ノ經驗ニ  
 依ッテモ分ルコトデゴザイマスカラ、其ヤウニ無理ニ壓ヘ附ケナクテモ宜イ、  
 無暗ニ煙草ハ出來ナイ、今少シ是ハ前途ノコトヲ御考ニナラレタ方ガ、立法  
 者トシテハ宜カラウト思ヒマスカラ、第一ニ第五條ノ委員修正ヲ此處デ消シ  
 テシマヒタイト思ヒマス

與ヘルト云フコトハ、國民ノ多クニ又不幸デアリマスルカラ、是ハ委員會ニ於テハ精々調査ノ上、斯ノ如クナクテハ宜シクナイト云フコトヲ大ニ必要ト認メテ、修正案ガ成立シタ次第デゴザリマスル、唯御議論トシテ共倒レシテモ、政府ガ共倒レシテモ、耕作人モ共潰レシテモ、構ハナイト云フ御議論デアレバ格別、此專賣事業ハ我國ノ財源トシテ、將來大ニ望アリ、又此事業ヲシテ益發達セシメヤウト云フ場合ニ於テハ、第五條ハ最モ必要ナルコトト委員會ハ信シマスル譯デ、修正致シマシタ次第デアアル、故ニ永ク掛ツテ精密ニ調査ヲ致シマシタ結果、決シテ政府ノ利益ノミヲ計ツテ無暗ニ斯ウ云フ案ヲ立テタノデハゴザイマセヌ、實地斯ノ如クナラナクツチヤナラナイノデアアル、且ツ先刻ノ御議論ヲ伺ヒマスレバ、將來ハ斯ノ如キ區域ヲ定メテモ宜カラウト御述ベニナリマシタガ、將來ハ却テ此自由ヲ解イテ宜カラウト思ヒマス、今日ノ場合ハ益々此區域ヲ定メルコトガ必要ト委員會ハ信シマシタノデアリマス、敢テ攻撃辯論スル譯デアアリマセヌガ、委員會ノ經過ト其調査ノ次第ハ一應述べマスルカラ、左様御承知ニナリタイ

○工藤行幹君(百二十五番) 私モ此五條ニ附イテハ委員會ノ修正ニ反對スル者デゴザリマスル、ナゼナラバ、全體此修正ト云フモノハ、如何ニモ私ガ不審ナ位ナモノデアリマスル、昨年カラ此コトハ施行シテ、政府ニ於テ敢テ之ヲ耕作ノ場所ヲ限ラナクテモ宜シイト認メルカラ、敢テ斯ウ云フ制限ヲ置カナイノデアアル、當局者ガ既ニ之ヲ必要ト見ナイモノハ、此議會ガ立法者トシテ此處ニ煙草ヲ作ラセルコトハ出來ナイ、此處デアアルコトハ出來ヌト云フ法律ヲ拵ヘルト云フコトハ、何事デアアルカト云フノガ、私ノ第一ノ不審デアアル、煙草カラ稅ヲ取ツテ國ノ財源ニ充ツルコトニ附イテハ私共極贊成デアアル、斯ウ云フノデ、ウレヲ高クシヤウトドウシヤウト、ウレハ當局者ニ於テ十分是ハ稅ヲ取ルノハ宜シイ、然レドモ當局者ガサウデナクテ宜シイト云フモノハ、此立法部デ何デモ人民ノ自由、或ハ農作ノ自由ヲ妨害シ、サウシテ此處へ區域ヲ立テルノハ、何等ノ必要デゴザイマス、酒ノ如ク政府ガドウシテモ取締ガ出來ナイカラ、何百石以上デナクチャア許サヌト云フ、斯ウ云フノデゴザリマスルニ附イテ、ウレナラバ尤ナコトデアアル、ウレナラバ之ニ協贊ヲ與ヘルト云フコトハ當然デアアルケレドモ、政府望ミデナイノニ、之ヲ殊更ニ束縛シテヤラウト云フコトハ、私ハ如何ニモ委員ノ修正ノ本意ガ違ッテ居ラウト思ヒマス、且ツ又大津君ノ言ハル、通、又政府ニ於テモ是等ノコトニシツカリ經驗ハナイニ相違ナイ、經驗ガナイト云フコトハ、既ニ茲ニ書イテアル、煙草ノ試作地ハ此限ニアラズ、政府ニ於テ此處デナケレバ煙草ガ出來ヌ、此處デナケレバ勘定ニ合ハヌト云フ確タル見込ガナイニ相違ナイカラ、試作地ヲ設ケルニ違ヒナイ、試作地ヲ設ケルハ此限ニアラズト云フデアアル、然ルニ何ゾ此耕作物ニ附イテ政府バカリサウ上手ナ譯デナイ、從來經驗ニ依ッテ人民モ十分此煙草ヲ作ルコトニ經驗アレバコソ作ルノデアアル、勘定ニ合ハナケレバ自ラ作ラナクナツテ來ルノデアアル、然ラバ政府ニ於テモ別ニ差支ハ

ナイ、又人民ニ於テモ折角此勸業上農作物ノ遷歩トシテ煙草ヲ作ツテ、大ケノ耕作ノ歩ヲ進メタイ、煙草ハ隨分利益ノアルモノデアリマスルカス、ガナラヌト云フコトヲ云フ必要モアルマイト思ヒマス、實際已ムヲ得ナキ、斯ウナクチャナラヌト云フ場合ガ來ツテコソ、之ヲヤルト云フノハ仕方ガナイケレドモ、其處ノ場合ニ至ラナイ、當局者ニ於テ反對ガナイト云フノニ、殊更ニ人民ノ自由ヲ害シ、人民ガ煙草ヲ作ルコトガナラナイト云フノニ、タナラバ、或ハ不案内ノ役人カラ無暗ニ檢束セラレテ、餘程人民ガ迷惑スル場合ガアルカモ知レナイ、罪ヲ犯シテ他ヘ賣ツタカ云フナラバ、ドシナ罰則ヲ受ケテモ宜イケレドモ、無經驗ナル役人カラ、此處ニ作ルコトハ出來ナイ、彼處デアアルコトハ出來ナイト云ウテ、人民ノ束縛ヲシ、又人民ノ營業ヲ害スルト云フコトハ、到底許サヌコトデゴザイマスカラ、ドウゾ滿場一致ヲ以テ之ヲ廢棄致シタイト私ハ存シマス

○橋元昂君(七十六番) 私モ此委員ノ一人デゴザリマスルカラシテ、今諸君ノ此五條ニ附イテ反對ガアリマスルカラシテ、一應趣意ヲ申上ゲタイト考ヘマスデ、此五條ト云フモノハ大體ノ上ニ於テ、諸君ハ誤解ヲシテ居ラレルノデゴザイマス、此五條ト云フノハ、政府ガ官費者クハ公費ヲ以テ各地ニ試作ヲ施シマシテ、而シテ適當ナル所ノ土地ハ、此處ハ煙草ヲ植エテ差支ナイ土地デアアル、適當ナル土地デアアルト云フコトヲ定メヤウト云フノデアアル、此第五條ハ直チニ政府ガ區域ヲ定メテシマウト云フ所ノ五條デアアリマセヌ、即チ公費ナリ官費ナリテ試作ヲサセマシテ、而シテ適當ナル所ノ煙草ノ土地ナル所ニ向ツテ、將來ハ政府ガ此區域ヲ定メヤウト云フコトガ、即チ第五條ノ趣意デアアル、而シテ此第六條ト云フモノハ、是ハ直チニ施行スルコトガ出來ルノデアアル、然ルニ反對論者ハ第六條ノ說ヲ出サヌシテ、第五條ノ創除說ヲ出スト云フノハ、抑、間違ッテ居ルノデゴザイマス、殊ニ又諸君ハ農作物ヲ或ハ制限スルコトハ、或ハ農業ノ自由ヲ害スルコトカ云フコトヲ云ハレマスケレドモ、是ハ大變ナ間違デアアル、既ニ專賣法ト云フモノヲ施行シタ以上ハ、若シ此儘ニシテ置キマシタ時分ニハ、諸所ニ散在シタル所ノモノガ澤山出來テ、農作物即チ此葉煙草ヲ作ル者ガ出來テ來ルト云フト、將來ハ之ヲ政府ガ若モ悉ク買上ゲルト云フコトニ致シタナラバ、費用ガ掛リマスノミナラズ、却ッテ是マデノ葉煙草耕作地ガ、ウレガタメニ害ヲ受ケルト云フコトニナリマス、從來葉煙草ニ適當ナル所ノモノガ、僅ニ作物ヲスルガタメニ、自然ニ害ヲ及シテ來ルト云フ結果ガ生シテ來ル、故ニ此葉煙草ニ適當ナル所ノ土地ヲ將來定ムルト云フコトニ附イテハ、何レ是レダケノモノヲ政府ニ特權ヲ與ヘテ置キマセヌト云フト自然澤山ニ出來ル、從ツテ非常ニ價格ヲ下ゲンケレバナラヌ、價格ヲ下ゲルト云フコトニナレバ、從ツテ作ル者ガナイヤウニナツテ來ル、作ル者ガナイヤウニナツテ來マスト云フト、外國カラ悉ク輸入ヲ仰イデ來ンケレバナラヌヤウニナリマス、故ニ從來適當シテ居ル所ノ葉煙草ヲ作ツテ

○橋元昂君(七十六番) 私モ此委員ノ一人デゴザリマスルカラシテ、今諸君ノ此五條ニ附イテ反對ガアリマスルカラシテ、一應趣意ヲ申上ゲタイト考ヘマスデ、此五條ト云フモノハ大體ノ上ニ於テ、諸君ハ誤解ヲシテ居ラレルノデゴザイマス、此五條ト云フノハ、政府ガ官費者クハ公費ヲ以テ各地ニ試作ヲ施シマシテ、而シテ適當ナル所ノ土地ハ、此處ハ煙草ヲ植エテ差支ナイ土地デアアル、適當ナル土地デアアルト云フコトヲ定メヤウト云フノデアアル、此第五條ハ直チニ政府ガ區域ヲ定メテシマウト云フ所ノ五條デアアリマセヌ、即チ公費ナリ官費ナリテ試作ヲサセマシテ、而シテ適當ナル所ノ煙草ノ土地ナル所ニ向ツテ、將來ハ政府ガ此區域ヲ定メヤウト云フコトガ、即チ第五條ノ趣意デアアル、而シテ此第六條ト云フモノハ、是ハ直チニ施行スルコトガ出來ルノデアアル、然ルニ反對論者ハ第六條ノ說ヲ出サヌシテ、第五條ノ創除說ヲ出スト云フノハ、抑、間違ッテ居ルノデゴザイマス、殊ニ又諸君ハ農作物ヲ或ハ制限スルコトハ、或ハ農業ノ自由ヲ害スルコトカ云フコトヲ云ハレマスケレドモ、是ハ大變ナ間違デアアル、既ニ專賣法ト云フモノヲ施行シタ以上ハ、若シ此儘ニシテ置キマシタ時分ニハ、諸所ニ散在シタル所ノモノガ澤山出來テ、農作物即チ此葉煙草ヲ作ル者ガ出來テ來ルト云フト、將來ハ之ヲ政府ガ若モ悉ク買上ゲルト云フコトニ致シタナラバ、費用ガ掛リマスノミナラズ、却ッテ是マデノ葉煙草耕作地ガ、ウレガタメニ害ヲ受ケルト云フコトニナリマス、從來葉煙草ニ適當ナル所ノモノガ、僅ニ作物ヲスルガタメニ、自然ニ害ヲ及シテ來ルト云フ結果ガ生シテ來ル、故ニ此葉煙草ニ適當ナル所ノ土地ヲ將來定ムルト云フコトニ附イテハ、何レ是レダケノモノヲ政府ニ特權ヲ與ヘテ置キマセヌト云フト自然澤山ニ出來ル、從ツテ非常ニ價格ヲ下ゲンケレバナラヌ、價格ヲ下ゲルト云フコトニナレバ、從ツテ作ル者ガナイヤウニナツテ來ル、作ル者ガナイヤウニナツテ來マスト云フト、外國カラ悉ク輸入ヲ仰イデ來ンケレバナラヌヤウニナリマス、故ニ從來適當シテ居ル所ノ葉煙草ヲ作ツテ

居ル者ニ向ッテハ十分保護ヲ與ヘテヤラヌト、將來外國ノ輸入ハ多クナッテ  
來ルニ違ヒナイ、ソレデモ構ハヌト云フコトニナリマシテハ、甚ダ經濟ノ上  
ニ於テ害ヲ及スデアラウト思ヒマス故ニ、是ダケノモノヲ制限スル必要ヲ感  
ジマス

○中村榮助君(二百七十番) 本員ハ尙ホ一言述べテ置タイト考ヘマスガ、既  
ニ七十六番ガ述ベラレマシテ、能ク修正ノ趣意ハ貫徹シテアルト考ヘマスケ  
レドモ、唯今此農産物ノ發達ヲ害スルトカ、或ハ又農民ノ自由ヲドウトカ云  
フ議論モゴザイマスケレドモ、大體此法律ノ改正ヲスル所ノ此法律ノ性質ト  
云フモノハ、御承知ノ如ク他ノ法律トハ違ウノデアアル、非常ニ稅源ヲ見出シ  
テ大イニ之ヲ檢束シ色々ノ制限ヲシテ、而シテ其上ニ種々細カナコトヲ之  
ニ修正ヲ致シタ譯デゴザイマスカラ、性質ニ依ッテ是ハ是非共必要ヲ感シテ、  
委員ガ爲シタノデアリマス、故ニ工藤君ガ政府ガ制限シナイノニ、委員ガ殊  
更ニ此條ヲ擧ゲタト云フコトデアリマスガ、政府ガ如何ナル考ヲ持ッテ居リ  
マシテモ、委員ガ必要ヲ感ズルトキニハ最モ此條ヲ設ケテ檢束スルノデアリ  
マスカラ、ドウカ此改正ノ成立チマシタ性質ヲ能ク諸君ハ御考ニナルヤウニ  
致シタイト考ヘマス

○望月長夫君(十九番) 私モ無論自然淘汰ニ任セテ斯ウ云フ色々ナ制限ハ要  
ラヌト云フ考デゴザイマスルガ、百九十番ハ單ニ第五條ヲ削ル説デゴザリマ  
スケレドモ、第五條ヲ削レバ自然ノ結果トシテ、第六條ノ二項三項ヲ削ラネバ  
ナラヌト思ヒマス、ソレデ第五條及第六條ノ中ノ二項三項ヲ削ルト云フコトハ、  
ハ、一度ニ百九十番カラ御説ガ出マシタラ、大變都合ガ好イト思ヒマス、サ  
ウ云フコトニドウカ願ヒタイ

○大津淳一郎君(百九十番) 勿論六條ノ二項三項ハ、彼ノ段別地域ヲ限ルト  
云フノデゴザイマスカラ、ソレガ私ノ精神デゴザイマスカラ、矢張併テ之ヲ削  
ルト云フ説ヲ、今十九番ノ注意デゴザイマスカラ出シマス、同趣意デゴザイマ  
ス、自然ノ結果サウナラナケレバナラヌ

○根本正君(二百番) 決議ノ前ニ私モ此コトニ附イテ申シタイト思ヒマス、  
私モ此委員デアリマシテ、之ヲ定ムルニハ餘程研究ヲ致シテ然後ニ定メタノ  
デアリマシテ、最早贊成論モ反對論モ二人出マシテ、最早申述ベル必要ハアリ  
マセヌケレドモ、若シモ是ガ委員會ノ意見ノ通ニナリマセヌデアリマスルナ  
デバ、此專賣ト云フ所ノ主義ニ戻ル所ガ出テ參リマスカラシテ、一言申シテ置  
キマス固ヨリ是ハ專賣ヤト云フ以上ハ、其專賣ヲ守ルダケノ法律ニナラヌ  
ケレバナラヌデアリマス、ソレデ多ク財源ヲ得ルノデアリマスカラシテ、作ル  
者ハ餘程丁寧ニ注意致サナケレバナラヌデアリマス、ソレ故ニ此外國ニ  
於テモ、先ツ此近クデアリマス、トフキッピントカ、亞米利加ナラバベルンヤ、  
南亞米利加ナラバ伯刺西爾墨西其、何レノ所ニ於テモ煙草ハ重ニ專賣ニナッ  
テ居リマス、其專賣ト云フ文字ハ、政府人民ガ注意ヲ致サヌケレバナラヌ、ナ  
ゼナラバソレダケ多クノ金ヲ取リマスルカラシテ、ソレダケノ保護ヲ致サナ

ケレバナラヌ、故ニ此葉煙草ヲドウ云フ風ニシテ、此耕作人ニハ損害ヲ與  
ナイヤウニ、又國家ノためニ所謂人民ノためニスルニハ、詰リ此耕作地モ適  
當ニ調ベテ、所謂調査ヲシテ、此邊ナラバ宜シイ、又此處ナラバ是ダケハ  
段別ハ是ダケト、色々ノ品物ヲ極メテ、煙草ヲ作ッテ非常ニ今年多クカッテ思  
フト、其次ニ作ルト非常ニ損害ヲ受ケルコトニナリマセウ、土地ノ利益ヲ守  
リ又葉ノ性質ヲ調ブルニモ餘程鄭重ニセヌケレバ、非常ニ損害ヲ與ヘルモノ  
モアレバ、非常儲ケルモノモアッテ、所謂專賣保護ノ途ガナイ話ニナル、故ニ  
此法律ヲ設ケテ制限スル必要ガアル、先刻工藤ノ説ニ前ニ一年前ニセナ  
イト思ッタコトヲ今日スルトカ、或ハ昨日マデシナイト思ッタコトヲ急ニ今  
日スルト云フ御議論ガアリマシタケレドモ、ソレハ今日文明ノ世ニ反シテ居  
ル、十日目毎ニ萬國カラ船ガ參ッテ、其度毎ニ段々發達スル譯デアリマスカ  
ラ、法律ヲ年々變ヘテモ差支ナイ、故ニ議會ハ毎年開ケル譯ダカラ、委員説  
ノ通是ハ滿場一致ヲ以テ御贊成アラシコトヲ希望致シマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ  
○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、之ヲ採決致シマスルニハ、先ツ第一ニ  
第二條ノ採決ヲ致シマシテ、サウシテ第五條第六條ノ採決ヲ致シマス、第二  
條ニ附イテハ御異議ハアリマスマイカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(片岡健吉君) ソレデハ此五條及第六條ノ二項三項ニハ削除説ガアリ  
マスカラ、委員會ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正ニ同意ノ諸  
君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數  
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員會ノ修正ノ通決シマス、次ニ第  
六條ノ一項ト第九條ヨリ第十九條ノ四マデヲ採決致シマス、是ハ委員會ノ修  
正アル分ハ、委員會ノ修正通其他ハ原案通テ御異議アリマスマイカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、十九條ノ五ヲ議題  
ニ供シマス

○望月長夫君(十九番) 私ハ委員ノ修正意見ニ反對致シマス  
○議長(片岡健吉君) 反對ナラバ登壇ナサレテ、御意見ヲ御述ナサイ  
〔簡短〕ト呼フ者アリ  
〔望月長夫君演壇ニ登ル〕

○望月長夫君(十九番) 此第十九條ノ五ト云フ修正ハ、政府案ニ出テ居ラナ  
イ所ノ免許料ト云フモノヲ課セヤウト云フコトヲ修正ニナラテ居ル、即チ煙草  
ノ製造ヲスル者及葉煙草ノ賣買ヲスル者ニハ、營業上一箇所ニ附イテ五十圓  
ノ稅ヲ掛ケルト、斯ウ云フ意見デゴザイマスルガ、此稅ノ極テ不均一ノ稅デ  
アリ不公平ノ稅デアルト云フコトハ、餘リ多辯ヲ要シマイト思フ、千斤カ製  
造シナイ者モ一万斤ヲ製造スル者モ乃至十萬斤ヲ製造スル者モ、均シク同様

ニ五十圓ノ稅ヲ課スル、是ニハ少數ノ意見モ出テ居リマスガ、少數意見ニ致シマシテモ三十圓ノ稅ヲ課スル、其不平均ナルコトハ餘リ多辯ガ要ルマイ、テ若シモ斯ノ如キ稅ヲ設ケマシタラバ、成ル程大キイ資本家ハ大變ナ利益ヲ得ルカモ知レナイケレドモ、僅ニ刻ミ臺ヲ一臺位シカ持タズニ營業致シテ居ルヤウナ者ハ、此營業稅ノタメニ全ク其營業ヲ止メナケレバナラヌ結果ニナル、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、小サイモノニ向ッテハ確ニ禁止稅デアル、斯ノ如ク不平均不公平ナル稅ハ、即チ小サイ資本家ニ向ッテハ、之ヲ禁止スルガ如キ稅ハ、稅ノ良否ヲ擇バズシテ、唯其收入ノミニ著眼致シマスレバ格別デアルケレドモ、苟モ稅ノ良否ヲ擇ム以上ハ、斯ノ如キ稅ハ到底存立セシムベキモノデハナイト信ジマスル、ソレデ私ハ此免許料ヲ設クルト云フコトニ向ッテハ、絕對ニ反對ヲスル者デアリマス、或ハ此免許料ヲ設クルノ口實トシテ、近來真正ノ煙草ノ葉デナイ他ノ混合品ヲ用ヒルト云フ弊ガ出來テ來タ、斯ウ云フコトヲ取締ルニハ、斯ノ如キ稅ヲ課シテ資格ヲ定メテ、サウシテ取締ラヌケレバ取締ガ出來ナイト云フ說ガアツテ、此說ハ一應聽ケバ尤モノヤウニ聽エマスケレドモ、翻ッテ考ヘテ見ルト甚ダ不道理ノ說デアル煙草ノ專賣ニナラナカッタ以前、即チ一種重大ナ稅ヲ課セラレナカッタ以前ニハ、私ハ決シテ斯様ナ弊ハナカッタデアラウト思フ、斯様ナ弊ガ生ジタノハ、即チ其稅ノ重大ニシテ原料ガ高イガタメニ、斯ノ如キ弊ガ生ジテ來タノデアラウト思フ、今此弊ヲ取締ラウトシテ、尙ホ其上ニ苛酷ナ重大ナ稅ヲ課シテ、即チ小資本家ニハ堪ヘ得難イ程ノ稅ヲ課シテ、サウシテ之ヲ取締ラウト云フコトハ、所謂新ヲ抱ヒテ火ヲ救ハントスルト同一デアアツテ、私ハ此稅法ノ通過ノ後ハ、此弊ハ一層甚シクナルト云フコトデ、今茲ニ斷言致シテ置イテ聊カ差支ナイト思フデ、右様ノ次第デハハモウ利害甚ダ明白ノモノデアリマスルカラ、多辯ヲ要シマセヌガ、要スルニ三十圓ト五十圓トニ拘ラズ、此第十九條ノ五ニ設ケラレテアル免許料ハ、總テ全廢致シタイ、即チ修正ノ條項ヲ削除致シタイ

○藤金作君(百二十一番) 唯今此免許料ニ附イテ反對ノ御說ガアリマスルカラ、是レ亦委員ノ修正ノタメニ變更シタノデアリマスルカラ、一應說明致シマス、是亦其小ナル製造者ノタメニハ、餘程過重ノ免許料デアルト云フ御議論ハ、餘程一般カラ聞ク御議論デゴザイマスケレドモ、是ハ能ク事實ヲ調査致シマスルト、斯クナケラネバナラヌト云フコトニナツテ參リマス、決シテ此稅ト云フモノハ此小製造業者ヲシテ其業ヲ禁止セシムルト云フ性質ヲ含シタモノデハナイデス、是ハ密賣ノ弊ヲ取締ルニ便利ナル一點ノタメニ設ケタモノデアラウト云フ御觀察ニナツテ居ラウト思ヒマスガ、決シテサウデアリマセヌ、御承知ノ如ク此專賣ニ附キマシテハ、素人ハ續々此煙草ノ賣買ニ手ヲ出シマシテ、一ノ專賣所ニ數千人押掛ケテ、正當ナル煙草製造者ガ煙草ヲ買入レヤウトスレバ、ソレヲ大イニ妨ゲルデアリマス、ソレ故ニ此免許料ハ大製造家ニ於テハ、尙ホ多額ノ免許料ヲ取ッテ宜イト云フ說ガアリマスケレドモ、ソレハ小製造者ノタメニ甚ダ厭フベキトデアリマスルカラ、成ルタケ少クシタイト

云フ希望ヲ持ッテ、委員會ハ修正致シタノデアリマス、然ルニ誰今ノ反對ノ御議論ヲ伺ヒマスト云フト、全ク煙草製造ノ小製造家ヲ壓シテ大製造家ヲ保護スルヤウニ御考ニナツテ居リマスルハ、少シク事實ニ於テ誤ラレテ居ラヌカト私ハ思ヒマス、三十圓乃至五十圓ヲ課サウト云フコトハ、結局其製造者ヲ保護スル理由モ澤山其中ニアリマスガ、一々其說明ハ私ハ致シマセヌ、若シモ此點ニ附イテ委員會ガ殊更ニ政府ノ案ニナイモノヲ修正シタヤウニ御考ガアリマスルナラバ、政府委員ニ附イテ能ク詳細ニ御質問ガアリマスレバ、諸君ハ大イニ是ハ御贊成ニナルコトニ、忽チ翻ヘラレルト私ハ信ジテ居リマス

〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○大津淳一郎君(百九十番) 政府委員ニ質問ヲ致シマス、一年ニ於テ來ル御客ハ何人ゴザイマスカ、政府ガ建テ、置ク專賣所、月給ヲ取ッテ居ル役人、數千万ノ金ヲ以テ建テ、置ク役所ガ、一万余二万三万五万七万ノ買人ガ來タカラトテモ、ソレデアリ買人ガアルカラ、吾々ハ斯ウ云フ稅ヲ課シテ買人ヲ少クシヤウト云フコトハ言ハレマイ、一箇所平均煙草ノ賣下ニナルモノハ、何十万人ゴザイマスカ

〔採決〕又ハ〔答辯終結ドウカ〕ト呼フ者アリ

〔政府委員專賣局長仁尾惟茂君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仁尾惟茂君) 唯今ノ御尋ハ、固ヨリ專賣局ハ成ルタケ御客様ノ澤山アルノハ、固ヨリ好ムコトデアリマス、併ナガラ大概(人數バカリデ宜イ)ト云フ者アリ限ノアル數ノモノデゴザイマスルカラ、大概皆分ッテ居リマスガ、處ニ依リマスルト一日ニ一人ニ三貫目若ハ一貫目若ハ五貫目位ニ當ルコトガアル、所ガ限アル葉煙草ニ數千人ガ來ルノデスカラ、公平ニ割當テヤウトスルト勢少クナリマス、全國ノ統計ハマダ確ニハ分リマセヌ

〔採決々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) モウ採決致シマス、始ニ委員會ノ少數ノ意見ヲ採決シマス

〔ナシノ〕ト呼フ者アリ又〔贊成シマス〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ソレデハチヨット委員會ノ少數者意見ニ贊成ガアルヤ否ヤ、起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ハナイト認メマス、委員會ノ意見ニ附イテ採決シマス、委員會ノ修正ニ同意ノ諸君ハ、起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員會ノ修正通過シマス、次ハ本案ノ終マデヲ議題ニ供シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ノアル分ハ修正通過、其他ハ原案ノ通過、異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ノアル分ハ修正通過、其他ハ原案ノ通過、異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 異議ナシノ聲起ル

○恆松隆慶君(九十七番) 斯ウ云フ問題ハ、十分議論ヲ討ハシムル方ガ宜シ

直チニ確定議ヲ開カレンコトヲ希望シマス  
〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ヨリ直チニ三讀會ヲ開キタイト云ウ勸議ガ

出マシタガ  
〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、直チニ三讀會ヲ開キマス

第三讀會

葉煙草專賣法中改正法律案

〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 本案ハ今ニ讀會ヲ決議致シタ通テ、異議ハアリマスマ

イカ  
〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、確定致シタモノト認メマス——チヨ

ト此次ノ議事日程ニ入ル前ニ、御報告致スコトガゴザイマス

〔寺田書記官朗讀〕  
恆松隆慶君松本正友君本城安次郎君ヨリ府縣水産試驗所水産講習所國庫

補助建議案ヲ提出セラレタリ

特別委員左ノ通指名セリ

海港檢疫法案

出水彌太郎君

鈴木萬次郎君

高岡 忠 郷君

杉下太郎左衛門君

秋保 親 兼君

齋藤 壽 雄君

稻垣 示君

石谷 董九郎君

宮原 幸三郎君

銀行條例中改正法律案外一件

鹽路彦左衛門君

東 貞三郎君

三橋 四郎次君

秋山 源兵衛君

横山 富次郎君

渡邊 猶 人君

齋藤 安 雄君

堀家 虎 造君

北田 豐三郎君

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十五醫師會法案第二讀會ヲ開キマス

第十五 醫師會法案

第二讀會

○大岡育造君(四十五番) 議長

○議長(片岡健吉君) チヨット御待下サイ、此案ハ委員會ノ報告ヲ議題ニ致

シマス、四十五番

(大岡育造君演壇ニ登ル)

○大岡育造君(四十五番) 本員ハ醫師會法案ノ委員會ノ修正ニ對シテ、修正

ヲ加ヘル者ゴザイマス、醫師會法案即チ醫師ニ對シテノ取締ヲ必要ト感シ

マシテ、醫師會法ヲ設ケルト云フコトニハ、本員等始ヨリ贊成ヲ致シテ居ル  
者ゴザイマスガ、倍此委員會ノ修正ヲ見マスル所ガ、如何ニモ不十分ア、  
本員等ガ贊成ヲ表シタル意味ニ適ハヌ、此第一讀會ノ際ニ反對ノ意見ヲ  
有セラル、人々ノ攻撃モ、必シモ無理デナイト思フコトガ往々ゴザイマス、  
因テ本員ハ委員會ノ修正ニ對シテ此法ヲ實行スルタメニ考ヘテ見マシタ所  
ガ、是非共修正ノ必要ガゴザイマスカラ、茲ニ修正ヲ致シマス、第一條ニ最  
モ大イナル修正ガゴザイマス、先般醫師會法ノ討論ノ際ノ反對ノ御意見ヲ聽  
キマシテモ、何ノタメニ醫師ノ會合ヲ爲スヤラ、其實ハ目的ガナクテ其必要  
ヲ此會ニ於テ——此案ニ附イテ認メルコトガ出来マセヌ、茲ニ於テ私ハ初贊  
成スル時分ニハ、唯今ノ醫師社會ノ有様ヲ見マスレバ、往々ニシテカラニ其品  
位ヲ保ツニ足ラナイ所ノ行跡ヲスル人モアラウト思ヒマスルニ、醫者ノ業務  
ヲ取扱フニモ、賣藥者ガ仕事ヲスルノモ同シヤウナ不體裁ヲスル者モアル  
ヤウニ思ヒマス、醫師ガ唯平生ノ業ヲ爲スガ如ク心得テ、公衆衛生ヲ保テ  
研究スルトモ思ハレマセヌ、レテ居ル人モアラウガ、義務トシテサセルガ宜  
シイト思ヒマス、又モウ一ツニハ、醫師タル者ハ人ノ生命ヲ預ル大切ナル業  
務ニ從事シテ居ル者ゴザイマスカラ、其業務ノ進歩ヲ共ニ圖ラシムルト云  
フコトヲ希望致シマスル、即チ斯ウ云フ箇條ヲ入レタメト思フ「醫師ハ府縣  
毎ニ醫師會ヲ設立ス可シ」トアル所ヲ「醫師會ヲ設ケ郡市毎ニ支會ヲ設ケ醫  
師ノ品位ヲ保チ業務ノ誠實ヲ期シ公衆ノ健康及ヒ醫業ノ進歩ヲ圖ル可シ」ト  
云フコトノタメニ、此會ヲ開ク(恆松隆慶君「善クナリマシタ」ト呼フ)前  
ニハ府縣毎ニ醫師會ヲ設ケテ、其枝トシテ郡市ニ醫師會ヲ設ケルコトガ出来  
ルトシテアル、私ノハ府縣毎ニアルガ郡市ニモ必ず設ケサセル、若シモドウシ  
テモ善イト云フコトニナツテ居テ、縣ニ在ラテ何事カ事ガ起ツタ時分ニ、  
縣ニ呼寄セラレルト云フト、十何里カ二十里モ隔ツテ居ル所ニ病人ハ拾置イ  
テ、會合ヲシナケレバナラヌト云フコトニナリ、不自由千萬ナコトガアラウ  
ト思ヒマスカラ、サウ云フヤウナ弊ヲ避ケルタメニ、府縣ニ一ツノ會合ハ勿  
論置クガ、郡市ノ市ダノニ必ず郡會市會ヲ設ケテ、大概ノコトハ此處デ用ヲ  
サセルヤウニ致シタイ、前ニハ支會ヲ設ケルコトヲ得ルト云フノヲ必ず設ケ  
ルコトニシマシタ(「モウ一度朗讀ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ)ツコデ斯ウナ  
ル「第一條醫師ハ府縣毎ニ醫師會ヲ設ケ郡及市毎ニ支會ヲ設ケ醫師ノ品位  
ヲ保チ業務ノ誠實ヲ期シ公衆ノ健康及ヒ醫業ノ進歩ヲ圖ルヘシ」ツレカラ第五條  
ニ於テ「醫師會ニハ會長副會長幹事及常議員ヲ置クヘシ支會ヲ設ケタルトキ  
亦同シ」トアルヲ「醫師會又ハ支會ニハ會長副會長幹事及常議員ヲ置クヘ  
シ」ト修正致シマシテ、從ツテ「支會ヲ設ケタルトキ亦同シ」トアルヲ削リ  
マス、又第六條ヲ「醫師會ハ毎年一回以上總會ヲ開キ支會ハ隔月一回以上集  
會ヲ開クヘシ」斯ウ致シマス、現在醫者ノ有様ヲ見マスルト、各郡各市ニ於  
テ大概會ヲ設ケテ、醫學ノコトニ關レテ研究討論ヲ致シマスガ、原案ニハ其  
事實ヲ捨テ、縣デ一度スルト云フコトニナツテ居リマスカラ、之ヲ事實通

ニ致シテノデアリマス、ソレカラモウツハ八條ニ修正ヲ加ヘマシタ、八條ニ原文ガ斯ウナッテ居ル「醫師其業務ニ關シ醫師會規則ニ違背シタル行爲アリタルトキハ會長ハ定期總會又ハ臨時總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムルヲメテ地方長官ヲ經テ内務大臣ニ申告スヘシ云々」トアル、サウスルト醫者ガ此規則ニ反シタルトキハ、詰リ醫者ノ組合デ、或者ガ反則者デアルト云フトキニハ、縣廳ノ下ニアル所ハ大概總會ヲ開イテ討論ヲスルコトニナッテ居ルガ、是ハ事實不便千萬デアアルカラ、府縣ノ會長ハ郡會又ハ市會ニ於テ違反者ガアツタトキハ、ソレヲ評議シテ評議シタモノヲ府縣ノ會長ニ申告ヲスル、府縣ノ會長ハ縣廳ヲ經テ内務大臣ニ申告スル、内務大臣ハ中央衛生會ニ諮フト云フ實事ノ運ビノタメニ「醫師其業務ニ關シ本法又ハ醫師會規則ニ違背シタル行爲アルトキハ府縣醫師會長ハ總會又ハ支會ノ決議ニヨリ懲戒ヲ求ムル爲メ云々」ト斯ク改メマシタ、ソレカラ第十條ノ懲戒處分、是ハ一番非難ノ多イ點デアツテ、私ハ斯ウ云フ箇條ハ、甚ダ困ル、除名ハ一箇月以内トスルト云フヤウナコトハ、實ハ此衆議院ノ體面ニモ關ハルコトデア宜クナイ、ソレデ第十條ヲ「懲戒處分ハ左ノ三種トス、一譴責、二停業、三除名」トシテ但書ヲ削ル、是ハ要ラヌ、除名ニ年限ハ要ラヌ、斯ウ云フコトニシテ置ケバ、中央衛生會ノ評議ヲ經テ上テ、譴責スベキモノハ譴責シ、停業スベキモノハ一週間ナリ一箇月ナリ停業シ、除名スルモノハ除名スルト云フコトニナリマス、ソレカラ第十一條ニ、内務大臣ハ第三條ニ「違背シタル者アルトキハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ其業務ヲ停止スルコトヲ得内務大臣ハ何時タリトモ前項ノ停止ヲ解クコトヲ得」是ハ誠ニ無用ノコト、思フ、内務大臣ガ處罰ヲスル時分ニハ、中央衛生會ノ評議ヲ經ルト云フコトハ勿論デアアルシ、又之ヲ内務大臣ガ自分ガ天皇ガ持ッテゴザル大權ヲ運用スルガ如ク、何時デモ解クト云フコトハ、内務大臣ヲ尊敬シ過ギテ實事ニ伴ハヌコト、思フカラ、削ルコトニ致シマシタ、ソレカラ第十二條ヲ第十一條ト改メマシタ、ソレカラ附則ノ方ニ行キマシテ、十三條ヲ十二條、十四條ヲ十三條、十五條ヲ十四條ト致シマシテ、其十四條ヲ「北海道沖繩縣及島地其他ニ對シテハ」トアルノヲ「島地ノ醫師會ニ關シテハ」ト改メマシタ、是ダケガ私ノ修正ヲ致シタ點デ、定規ノ贊成モゴザイマスカラ、諸君ハ是ニ御贊成ニナルコトヲ希望致シマス（恆松隆慶君「後トハ委員會會通デスカ」ト呼フ）後トハ委員會ノ通デアリマス

○前川楨造君(百五十二番) 十五條ハドウ云フ風ニナルノデスカ

○大岡育造君(四十五番) 私ノ直シタ十四條ハ「北海道沖繩縣及島地ノ醫師會ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フコトニナルノデスカ

○恆松隆慶君(九十七番) 此案ニハ贊否ノ申出ガアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 通告ハ何ニモアリマセヌ——大岡君ノ修正說ニハ定規ノ贊成ガアリマスカラ……

○大岡育造君(四十五番) チョットモウツ説明ヲ殘シマシタガ、第九條ニ

「内務大臣ハ醫師會長ノ申告ニ依リ中央衛生會ノ審議ヲ經テ懲戒處分ヲ爲スコトヲ得」トアツテ、其別項ニ「内務大臣ハ何時タリトモ前項ノ處分ヲ解クコトヲ得」トアル、之ヲ削リマス、ソレダケガ落チテ居リマシタ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 百六十七番ハ大岡君ノ修正ニ贊成致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) ドウカ直チニ決議ニナランコトヲ希望致シマス

〔採決々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ第一條カラ採決致シマス……

○井上角五郎君(百八十番) 議長——唯今大岡君ノ御述ニナッタノハ、大岡君ノ御述ニナッテ居ルノヲ聽イテ居ル間ハ、流石ニアノ辯舌デアアルカラ能ク分リマシタガ、今之ヲ採決スルニ當ツテ、大岡君ノ案ヲ採ルトカ、委員會ノ案ヲ採ルトカ申シテ、文字ヲ較ベテ見ナケレバナラヌ、此醫師會法ハ何ソデモナイヤウデアアルガ、一旦定マルト隨分關係ノアル問題デアアルカラ、ドウカ大岡君ノ修正案ヲ印刷ニ付シテ御同シニナルマデ、議事ヲ御延ニナルコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○西村淳藏君(六十二番) 既ニ本案ハ審議ニ審議ヲ盡シタモノデ、大岡君ノ修正ハ大體ニ於テ變ラヌカラ、本員ハ直チニ採決ヲ希望致シマス

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 是ハ第一條デ此目的ガ定ラヌ云々ト云フコトニ附イテ、其目的ヲ明瞭ニ書イタダケデ、後トハ格別ノ修正デアアリマセヌカラ、委員及提出者ニ於キマシテハ、明瞭ニナルコトデアアルカラ、贊成ヲ表シテ居リマス、ドウカ是ハ御贊成アラントヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 井上角五郎君ヨリ大岡君ノ修正說ヲ印刷ニ付シテ同スマデ、此議事ヲ延ベタイト云フ説ガ出マシタガ、是ニハ贊成ガアリマスカラ、先決問題トシテ採決致シマス、井上君ノ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス——第一條カラ決ヲ採リマス

〔全部テ願ヒマス〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 全部テ採決シテ異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、全部ニ附イテ採決致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 議長

○議長(片岡健吉君) 採決ニ附イテマスカ

○恆松隆慶君(九十七番) モウ委員會ノ修正ニ大岡君ノ分デ、贊成デ決議アラントヲ望ムノデゴザイマス、此場合斯ウ云フモノハ早ク濟マナイト、矢張電報ヤ何カ來テ困リマス

○議長(片岡健吉君) 大岡君ノ修正ノアル分ハ大岡君ノ修正通、其他ハ原案通デ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナレ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

○恆松隆慶君(九十七番) スウ云フ問題ハ、矢張確定議ヲ此處デヤツタ方ガ宜シウゴザイマシヤウト思ヒマス、直チニ確定セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ動議ノ通直チニ確定スルコトニ附イテ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

醫師會法案

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定シタモノト認メマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十六ハ、委員長カラ報告ヲ延バシタイト云フ申出ガアリマスカラ、此報告ハ延バスコトニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 次ノ議事日程ノ第十七、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、重岡薫五郎君

第十七 失火ノ責任ニ關スル法律案(重岡薫五郎君 第一讀會 外二名提出)

民法第七百九條ノ規定ハ失火ノ場合ニ之ヲ適用セス

(重岡薫五郎君演壇ニ登ル)

○重岡薫五郎君(八十二番) 失火ノ責任ニ關シマスル法律案ヲ提出致シマシタカラ、一言提出ノ理由ヲ申シマス、此案ハ曩ニ利光君外數名カラ提出ニナツタ案ト同一デアリマスカラ、別ニ趣意ハ申上ゲマセヌ、アノ通デゴザイマス、唯形式ヲ斯ノ如クニシテ特別法ニスルガ、最モ修正ノ適當ヲ得テ居ルト認メマシタガ故ニ、斯ノ如キ案ヲ提出致シタ所以デゴザイマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此十七ハ過日利光君ガ、矢張斯ウ云フヤウナ問題ヲ出シテ長ク述ベマシタガ、アノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、本案ハ民法中改正法律案ノ委員ニ付託シタイト云フ説ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——明日ヨリ日程ニ上スベキ議案ガ甚ダ少イデアリマスカラ、來ル二十九日マデ休會ヲ致シテハ如何カト思ヒマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 然ラバ休會ヲスルコトニ致シマス

(恆松隆慶君) 其間ニ委員會ノ進行ヲ望ミマスト呼フ

○議長(片岡健吉君) 特別委員ニナラレテ居ル諸君ニ御注意ヲ致シマスガ、今特別委員ニ付託シテアル事件ガ四十何件アリマスカラ、ドウゾ四五日ノ休會中ニ十分審査ヲセラレテ、議長マデ早ク其結果ヲ御報告アラシコトヲ希望致シマス、議事日程ハ追ッテ書面ヲ以テ御通知ヲ致シマス、今日ハ是ニテ散會ヲ致シマス

午後二時四分散會

衆議院速記録第二十號正誤

關外頁數	二二二	正	二四七
		誤	

